202310ver.

第２分冊
委託訓練の訓練指導及び運営に係る通達

新潟県立新潟テクノスクール

目　　次

1　公共職業訓練を受講する者の認定におけるやむを得ない理由及びそれに係る証明書類の取扱いの統一化について（通知）----------1
2　委託訓練実施に係る様式改正について----------5
3　委託訓練に係る入校式および修了式の運営方法について----------7
4　委託訓練における訓練計画変更の報告について通知----------9
5　訓練委託費の請求に係る年度末の事務処理について（依頼）----------11
6　令和５年５月８日以降の新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の対応について（通知）----13
7　委託職業訓練に係る巡回指導について----------33
8　長期高度人材育成コースに係る請求書の記載事項について----------35

新テクノ第 718 号
令和４年３月 31 日

職業訓練受託機関の長　様

新潟県立新潟テクノスクール校長

公共職業訓練を受講する者の認定におけるやむを得ない理由
及びそれに係る証明書類の取扱いの統一化について（通知）

このことについて、職業能力開発課長から令和４年３月 30 日付職能第 504 号「公共職業訓練を受講する者の認定におけるやむを得ない理由及びそれに係る証明書類の取扱いの統一化について（通知）」のとおり通知がありましたので、適切に実施願います。

なお、訓練期間中における対応の変更が生じるコースにつきましては、負担に感じる訓練生も想定されることから、丁寧な説明に努めて下さい。

担当：新潟テクノスクール開発援助課
総括主任指導員　　若桑　寛幸
電話　025-247-7397

職 能 第　５０４ 号
令和４年３月 30 日

テクノスクール校長　様

職業能力開発課長

公共職業訓練を受講する者の認定におけるやむを得ない理由
及びそれに係る証明書類の取扱いの統一化について（通知）

このことについて、厚生労働省より別紙「令和３年９月 15 日付事務連絡」（以下、「事務連絡」という）のとおり示されたことから、テクノスクールにおける取扱いについては下記のとおりとします。

なお、別紙については、厚生労働省から労働局へ通知されていることを申し添えます。

記

１　テクノスクールにおける取扱いについて

事務連絡にならい、「公共職業訓練受講者の認定におけるやむを得ない理由及びそれに係る証明書類の取扱い」については別表のとおりとし、これによらないものは管轄するハローワークと協議すること。

２　対象者

公共職業訓練を受講指示で受講する者

３　適　用

別表における提出書類の取扱いについては、令和４年４月１日から適用とする。

（担当）企画・指導班
指導担当　曽我
TEL：025-280-5262（直）

別表

◇ 訓練を受講できなかった場合における、病気その他やむを得ない理由及びそれに係る証明書は下記のとおりです。
なお、提出する証明書については、原則として金銭的負担のかからないものを求めることとします。
※下記に準ずるものであって社会通念上やむを得ないと認められる場合があります。
詳細は管轄のハローワークへご相談ください。

【本人の事情によるもの】

やむを得ないと認められる欠席理由	提出書類(写しでも可)	認められる日数(暦日)
傷病	次に掲げるすべての書類 ①傷病による欠席理由申立書 ②病院の領収書、市販薬購入に係る領収書等 （受診(購入)日、病院(購入店)名等が確認できるもの）	社会通念上認められる範囲の日数 （連続１４日以内の欠席まで）
	連続１５日以上欠席の場合は「傷病手当」の申請ができる場合があります。 （所定給付日数を終了した方、受給期間が満了した方には支給はありません。）	
婚姻	次に掲げるすべての書類 ①結婚式招待状、婚姻届受理証明書等 ②海外での挙式の場合、パスポート等 （出入国の日付がわかるページ）	当日のみ（※）
新婚旅行	次に掲げるすべての書類 ①結婚式招待状、婚姻届受理証明書等 ②旅行日程表等 ③海外の場合、パスポート等 （出入国の日付がわかるページ）	１４日以内 （入籍・挙式から概ね１ヵ月以内の新婚旅行に限る）
公民権の行使 （選挙権など）	公的機関の発行する証明	当日のみ（※）
天災、その他避けることのできない事故等による交通遮断	公的機関や公共交通機関等の発行する証明、疎明書（上記証明が発行されない場合に限る）	
訓練職種に関連した国家試験、検定等	受験証明書、受験票等 （日付、氏名、受験した事実が確認できるもの）	
訓練職種に関連した就職試験、面接等	就職試験の証明、面接証明書等 （日付、氏名、面接・試験等を受けた事実、求人職種が確認できるもの）	

※遠方の場合は、移動日も含めてやむを得ない理由による欠席と認められる場合があります。

別表

【親族の事情によるもの】

<table>
<tr><th>やむを得ないと
認められる
欠席理由</th><th>提出書類(写しでも可)</th><th>親族の範囲</th><th>認められる日(歴日)</th></tr>
<tr><td>看護</td><td rowspan="2">次に掲げるすべての書類
①病院の領収書等
(看護が必要な者の 氏名、受診日、病院名等
が確認できるもの
②本人と親族の関係を証明するもの
(住民票、親族続柄申立書等)
※上記①がない場合、欠席理由申立書</td><td rowspan="3">６親等以内の血族
配偶者
３親等以内の姻族
(同居・別居問わず)</td><td rowspan="2">社会通念上認められる範囲の日数
(連続１４日以内の欠席まで)</td></tr>
<tr><td>危篤</td></tr>
<tr><td>結婚式の出席</td><td>次に掲げるすべての書類
①結婚式招待状
②本人と親族の関係を証明するもの
(式席次表、親族続柄申立書等)
③海外の場合、パスポート等
(出入国の日付がわかるページ)
※上記①、③がない場合、欠席理由申立書</td><td>当日のみ（※）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">葬儀</td><td rowspan="3">次に掲げるすべての書類
①会葬礼状、死亡診断書等
(故人の氏名、日付が確認できるもの)
②本人と故人の関係を証明するもの
(住民票、親族続柄申立書等)
※上記①がない場合、欠席理由申立書</td><td>父母・子・配偶者</td><td>連続７日以内（※）</td></tr>
<tr><td>祖父母・兄弟姉妹
配偶者の父母・孫</td><td>連続３日以内（※）</td></tr>
<tr><td>上記以外の
６親等以内の血族
３親等以内の姻族</td><td>１日（※）</td></tr>
<tr><td>命日の法事</td><td>住職又は喪主の証明書、欠席理由申立書等
(故人の氏名、日付、本人と故人の関係を証明するもの)</td><td>配偶者
３親等以内の血族
〃　　の姻族</td><td>当日のみ（※）</td></tr>
<tr><td>入園式・入学式
卒園式・卒業式
(※※)</td><td>次に掲げるすべての書類
①案内状、卒業証明書等
②本人と子弟の関係を証明するもの
(住民票、親族続柄申立書等)
※上記①がない場合、欠席理由申立書</td><td>子弟</td><td>当日のみ（※）</td></tr>
</table>

※ 遠方の場合は、移動日も含めてやむを得ない理由による欠席と認められる場合があります。

※※ 学校教育法による設置の施設が対象です。

令和４年６月 27 日

職業訓練受託機関の担当者　様

新潟県立新潟テクノスクール開発援助課長

委託訓練実施に係る様式改正について

標記について、様式における押印の削除のため下記のとおり様式を改正します。

ついては、提出様式の正確な記載および報告期限の厳守など適正かつ円滑な事業実施をお願いします。

なお、別紙１－１就職状況報告（R2.7.2 版）及び別紙２就業状況報告については、それぞれ採用証明書（R2.7.2 版）と統合し、別紙１－１就職状況報告及び別紙 18 就業状況報告とします。

記

１　対象コースおよび改正様式

(1)　委託訓練（短期コース）：就職状況報告（別紙１－１）

(2)　デュアルシステム訓練：職業能力証明（別紙 13）

(3)　長期高度人材育成コース：就業状況報告（別紙 18）

２　適用

令和４年７月１日以降に修了するコース

担当：新潟テクノスクール開発援助課
総括主任指導員　　若桑　寛幸
電話　025-247-7397

新潟テクノスクール
制定　令和３年５月 20 日
改正　令和４年４月 19 日

委託訓練に係る入校式および修了式の運営方法について

公共職業訓練の受講にあたり、効果的な訓練実施や良好なクラス運営に資するため、委託訓練（長期高度人材育成コースおよび実践能力習得コースを除く）の入校式および修了式を以下のとおり実施することとする。

１　入校式および入校オリエンテーション

(1)　入校式（開式時刻：10 時以降（調整のこと）、運営：訓練実施機関）

【式次第】

①　開式の辞
②　新潟テクノスクール校長式辞（職業訓練支援員が代理出席し、式辞読みあげ）
③　学校長式辞
④　祝電披露（知事祝辞）
⑤　閉式の辞

(2)　入校オリエンテーション（開始時刻：適宜休憩後、主導：職業訓練支援員）

①　訓練受講に係る注意事項等の指導（入校オリエンテーション資料の配付）
②　受講指示者に対する受講証明書の記載等の手続き

(3)　その他

１限目の始業時刻が 10 時以前のコースについては、入校式の前に出席確認や施設利用の説明をするなど、円滑な訓練の導入に努めることとする。

２　修了式および修了オリエンテーション

(1)　修了式（開式時刻：午後の訓練時間（調整のこと）、運営：訓練実施機関）

【式次第】

①　開式の辞
②　修了証書授与（職業訓練支援員が代理出席し、授与する）
③　新潟テクノスクール校長式辞（式辞読みあげ）
④　学校長式辞
⑤　祝電披露（知事祝辞）
⑥　閉式の辞

(2)　修了オリエンテーション（開始時刻：適宜休憩後、主導：訓練実施機関）

①　資格取得に係る証明書等の配付
②　担当講師等の挨拶
③　事務連絡（職業訓練支援員）
　受講斡旋者のハローワーク訪問についての確認等

適用
この運用は、令和４年４月 19 日以降の式典開催コースから適用する。

新テクノ第 342 号
令和３年９月 28 日

委託職業訓練受託事業者　様

新潟県立新潟テクノスクール校長

委託訓練における訓練計画変更の報告について（通知）

標記に係る当校への協議および届出の方法を下記のとおり定めたので、適切に運用願います。

記

１　留意点

(1)　事前報告（協議・届出）の徹底

当初の訓練計画に変更がある場合は、やむを得ない場合を除き事案発生の２週間前までに報告すること。協議・届出の範囲は２のとおりとする。

(2)　新旧対照表の添付

変更前と変更後の様式に加えて、新旧対照表を提出すること。

(3)　協議および届出の要否

講師の体調不良などのやむを得ない事由により講師の変更が生じた場合、１算定週の期間であれば口頭での報告で差し支えない。ただし、複数の週にわたり講師の変更が生じる場合は、書面を提出すること。

(4)　訓練計画の様式について

・　報告を要するもの：別紙様式１、２、６

２　訓練計画の変更に係る協議・届出の範囲

(1)　当校が貴職から変更協議を受けるもの（別紙１）

契約変更を伴うものまたは校長が変更協議を要すると判断したもの。

(2)　当校が貴職から変更届出を受けるもの（別紙２）

(1)以外の変更事項。

協議レベル	内容	具体例
校長 【協議】	(1)契約内容の変更を伴うもの (2)校長の判断	(1)訓練期間、開講中止、教科時間・内容、定員、契約額の変更など (2)想定外の事項
開発援助課長 【届出】	(1)協議事項によらないもの	(1)教科時間が変わらない授業科目や担当講師の入替、（上限金額を超えない）教科書の変更　など

担当：新潟テクノスクール開発援助課
総括主任指導員　　若桑　寛幸
電話　025-247-7397

令和５年２月 21 日

職業訓練受託機関の長　様

新潟県立新潟テクノスクール開発援助課長

訓練委託費の請求に係る年度末の事務処理について（依頼）

標記の年度末の事務処理にあたっては、貴職から会計年度毎に訓練委託費の請求書等の提出を受け、県雇用能力開発課へ４月１日までに報告することとなっています。

ついては、円滑な事務処理を行うため、下記のとおり訓練実施経費及び就職支援経費の請求に係る関係書類の提出をお願いします。

記

１　訓練実施経費関係

(1) 提出書類　：　「請求書」と「実績報告書」の案（押印不要）

(2) 対象コース

ア　年度内に訓練が終了するコース（請求書等提出済みコースを除く）

イ　年度をまたぐ訓練コース

（例）委託料の計算例（訓練期間：２月 15 日～５月 14 日（応当日は 14 日））

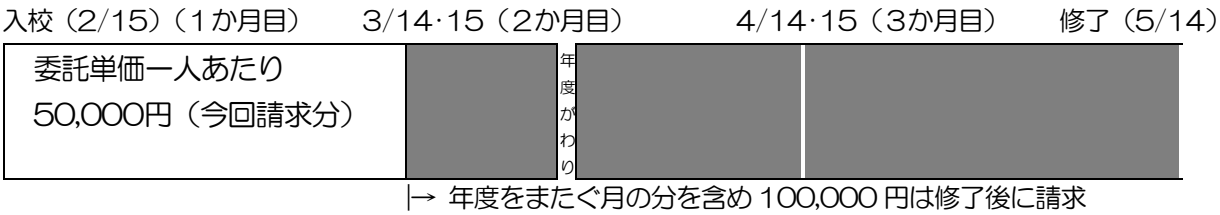

【作成上の注意】

- 年度末又は訓練修了までの受講者の在籍（出席）を前提に作成すること
- 変更が生じた場合は速やかに連絡すること

２　就職支援経費関係

(1)　提出書類　：　「請求書」及び「就職状況報告書（３か月）」の案（押印不要）

(2)　対象コース

就職支援経費対象コースで、報告期限が令和５年３月 31 日までのもの

３　提出方法及び提出期限

対象コースの担当支援員から連絡します。

担当：新潟テクノスクール開発援助課
総括主任指導員　　若桑　寛幸
ＴＥＬ　025-247-7397
E-mail　ngt055010@pref.niigata.lg.jp

新テクノ第 101 号
令和５年５月 18 日

職業訓練受託機関の長　様

新潟テクノスクール校長

令和５年５月８日以降の新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）

令和５年５月８日から、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から５類感染症に変更されました。
これに伴い、下記のとおり対応願います。

記

１　新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1) 基本事項

当校として一律に対応を求めず、各委託先の判断に委ねる。

(2) マスク着用が効果的な場面の周知

高齢者等重症化リスクが高い者への感染を防ぐため、引き続き訓練生にマスク着用の効果的な場面について、以下の場面ではマスク着用を推奨する旨を周知すること。

・　医療機関受診時
・　高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
・　通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能であるものを除く）

２　感染者等の取り扱いについて

(1) 学校保健安全法施行規則の改正について

【主な改正点】

・　第18条第２号の第二種感染症に、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）」を追加
・　第19条第２号に新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の期間の基準を

「発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで」とする規定を追加

(2) 上記(1)に伴う職業訓練における主な留意事項

・　出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該訓練生に対してマスクの着用を推奨すること

　また、訓練生の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと

・　学校保健法施行規則第19条第２号のただし書で示す基準より出席停止の期間を短縮することは、新型コロナウイルス感染症においては、基本的に想定されないこと

・　新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者（従来の濃厚接触者を含む）については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと。

３　新型コロナウイルス感染症関連の特例措置の廃止に伴う公共職業訓練に係る取扱いの変更及び周知について

令和５年４月28日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症関連の特例措置の廃止に伴う公共職業訓練に係る取扱いの変更及び周知について」（別添）のとおり扱うこと。

(1) 委託訓練における休講期間中の体制維持経費について

感染防止対策のため休講措置を講じた場合に職業訓練を再開するための体制維持に必要な経費について、令和５年５月８日以降は委託訓練に要する経費として支出することは認めない。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響で休校等となる場合の受講証明書等の取り扱いについて

訓練が休校等になる場合や訓練受講生が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等における雇用保険の基本手当、技能習得手当（受講手当を除く。）寄宿手当及び職業訓練受講給付金の支給や受講証明書等への記載の取扱い及び欠席の証明に関して客観的な資料の提出を求めない等の柔軟な取扱いについては終了する。（やむを得ない欠席を証明できるものが必要となる）

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響で委託訓練を欠席した方に対する補講に係る特例措置の変更について（令和５年５月８日付け雇能第102号（別添２））

補講の実施方法について、新型コロナウイルス感染症の影響により欠席した場合に、訓練内容に対応した課題をメールや郵送等によりやりとりする方法を認めることとした特例は、令和５年５月７日までの欠席について適用し、令和５年５月８日以降の欠席については適用しないこと。ただし、令和５年５月７日までに生じた事由により令和５年５月８日をまたいで継続して欠席する場合、当該欠席期間に係る補講については、特例を適用して差し支えない。

４　公共職業訓練の実施に係る新型コロナウイルス感染症への対応について（令和５年３月31日付け職能第574号（別添３））

本通知に基づき、５月８日以降の対応が不要となるもの。

- 別紙「対応の流れ」の対応について
- 別紙１「訓練を実施するための確認事項」の対応について
- 別紙２「新型コロナウイルスの感染時報告様式」による報告について
- 別紙３「訓練を実施するための確認事項チェックリスト」による確認について

５　廃止通知

本通知に伴い下記の通知を廃止する。

- 令和４年１月12日付け開訓発0112第１号「新型コロナウイルス感染症の影響で委託訓練を欠席した方に対する補講について」
- 令和４年１月20日付け職能第390号「新型コロナウイルス感染症の影響で委託訓練を欠席した方に対する補講について」
- 令和４年１月20日付け新テクノ第555号「新型コロナウイルス感染症の影響で委託訓練を欠席した方に対する補講について（通知）」
- 令和５年３月31日付け雇能第574号「令和５年４月１日以降の新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）」
- 令和５年５月２日付け新テクノ第76号「令和５年５月８日以降の新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）」

担当：新潟テクノスクール開発援助課
総括主任指導員　　若桑　寛幸
電話　025-247-7397

（別添）

事　務　連　絡
令和５年４月 28 日

各都道府県等人材開発主管課（室）長　殿

厚生労働省人材開発統括官付
訓練企画室長補佐
職業安定局
雇用保険課長補佐
訓練受講支援室長補佐

新型コロナウイルス感染症関連の特例措置の廃止に伴う
公共職業訓練に係る取扱いの変更及び周知について

平素より、人材開発業務にご尽力いただき、感謝申し上げます。

先般決定された、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和５年１月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）により、令和５年５月８日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。）上の位置づけを「２類相当」から「５類」に移行する方針が示されています。

こうした動向を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する公共職業訓練関係業務の特例措置等についても、本年５月７日をもって以下の通り廃止することとしますので、管下の公共職業能力開発施設、委託先民間教育訓練機関に対して周知していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症関連の特例措置等に係る通達及び事務連絡の廃止については、追って正式な通達等を発出する予定であることを申し添えます。あわせて、当該特例措置の解釈について示したＱ＆Ａ等についても廃止予定ですが、本事務連絡においては記載を省略していることを申し添えます。

記

１　新型コロナウイルス感染症への対応について（令和２年２月 19 日付け事務

連絡）
　令和５年５月８日以降、当該事務連絡に基づく対応は不要とする。

２　新型コロナウイルス感染症への対応について（その２）（令和２年２月 27 日付け事務連絡）
　令和５年５月８日以降、当該事務連絡に基づく対応は不要とする。

３　新型コロナウイルス感染症への対応について（その３）（令和２年２月 29 日付け事務連絡）
　令和５年５月８日以降、当該事務連絡に基づく対応は不要とする。

４　新型コロナウイルス感染症への対応について（その４）（令和２年３月 27 日付け事務連絡）
　令和５年５月８日以降、当該事務連絡に基づく対応は不要とする。

５　委託訓練における休講期間中の体制維持経費について（令和２年５月 19 日付け事務連絡）
　感染防止対策のため休講措置を講じた場合に職業訓練を再開するための体制維持に必要な経費について、令和５年５月８日以降は委託訓練に要する経費として支出することは認めない。

６　離職者訓練（委託訓練）を中止する場合の留意事項について（令和２年６月 15 日付け事務連絡）
　令和５年５月８日以降、当該事務連絡に基づく対応は不要とする。

７　緊急事態宣言を踏まえた都道府県等が実施する公共職業訓練における新型コロナウイルス感染症への対応について（令和３年１月７日付け事務連絡）
　令和５年５月８日以降、当該事務連絡に基づく対応は不要とする。

８　新型コロナウイルス感染症の影響で休校等となる場合の受講証明書等の取り扱いについて（令和３年８月 31 日付け事務連絡）
　令和５年５月７日をもって、当該事務連絡に記載している、訓練が休校等になる場合や訓練受講生が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等における雇用保険の基本手当、技能習得手当（受講手当を除く。）寄宿手当及び職業訓練受講給付金の支給や受講証明書等への記載の取扱い及び欠席の証明に関して客観的な資料の提出を求めない等の柔軟な取扱いについては終了する。

9　新型コロナウイルス感染症の影響で委託訓練を欠席した方に対する補講について（令和４年１月 12 日付け開訓発 0112 第１号）

補講の実施方法について、新型コロナウイルス感染症の影響により欠席した場合に、訓練内容に対応した課題をメールや郵送等によりやりとりする方法を認めることとした特例は、令和５年５月７日までの欠席について適用し、令和５年５月８日以降の欠席については適用しないこと。ただし、令和５年５月７日までに生じた事由により令和５年５月８日をまたいで継続して欠席する場合、当該欠席期間に係る補講については、特例を適用して差し支えない。

【別添２】

雇 能 第 102 号
令和５年５月８日

テクノスクール校長　様

雇用能力開発課長

新型コロナウイルス感染症の影響で委託訓練を欠席した方に対する
補講に係る特例措置の変更について

令和５年５月８日から、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から５類感染症に変更されることとなりました。

これを踏まえ、令和４年１月20日付け職能第390号「新型コロナウイルス感染症の影響で委託訓練を欠席した方に対する補講について」は、本通知の発出をもって廃止しますので、委託訓練実施機関へ周知してください。

なお、厚生労働省発出の令和４年１月12日付け開訓発0112第１号「新型コロナウイルス感染症の影響で委託訓練を欠席した方に対する補講について」は、令和５年５月８日付け開訓発0508第４号「新型コロナウイルス感染症に関する公共職業訓練関係業務の特例措置等に係る通知の変更について」をもって廃止されましたので申し添えます。

【担当】
雇用能力開発課　企画技能係　髙野
電話：025-280-5262
Mail:takano.eisuke@pref.niigata.lg.jp

廃止(県通知)

職 能 第　390 号
令和４年１月 20 日

テクノスクール校長　様

職業能力開発課長

新型コロナウイルス感染症の影響で委託訓練を欠席した方に対する補講について

新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、当該感染症の影響により欠席せざるを得ない訓練生が訓練時間の不足による退校処分とならないよう、通所又は同時双方向型のオンラインによる補講が困難な場合には、訓練内容に対応した課題をメール等のやりとりによる補講も認められました。この補講では、補講内容を踏まえた適切な時間数を課題に割り振り、その時間を訓練受講時間に含めることができるようになります。

つきましては、下記のとおり通知しますので、委託先へ周知してください。

記

１　補講の方法及び対象範囲等について

別添、令和４年１月 12 日付け開訓発 0112 第１号「新型コロナウイルス感染症の影響で委託訓練を欠席した方に対する補講について」のとおり。

２　補講の対象となる訓練内容

学科、実技ともに、課題の提出によって訓練内容の習得が確認できる内容であること。実技の例としては、事務系訓練の簿記演習やパソコン操作による課題作成で対応可能なもの。

３　訓練の取扱い

課題に対する適切な時間数を委託費の算定における訓練実施時間及び修了要件の判断における受講時間として取扱う。ただし、補講を実施した場合には、訓練日誌に補講内容を記載すること。

なお、月の全期間において通所によらない補講を実施し、１日も通所が発生しない場合は、公共職業訓練受講証明書「５特記事項欄」及び職業訓練受講給付金証明書「⑮特記事項」にその旨記載すること。

【担当】
企画･指導班　榎本
電話：025-280-5262

国通知

開訓発 0508 第４号
令和５年５月８日

各都道府県等人材開発主管部（局）長　殿

厚生労働省人材開発統括官付
参事官（人材開発政策担当）付
訓　練　企　画　室　長

新型コロナウイルス感染症に関する公共職業訓練関係業務
の特例措置等に係る通知の変更について

平素より、人材開発業務にご尽力いただき、感謝申し上げます。

本年５月８日から、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 法律第 114 号）上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から５類感染症に変更されることとなりました。

これを踏まえまして、令和４年１月 12 日付け開訓発 0112 第１号「新型コロナウイルス感染症の影響で委託訓練を欠席した方に対する補講について」は、本通知の発出をもって廃止しますので、遺漏なきようお願いいたします。

廃止(国通知)

開訓発 0112 第 1 号
令和 4 年 1 月 12 日

都道府県等人材開発主管部(局)長　殿

厚生労働省人材開発統括官付
訓　練　企　画　室　長

新型コロナウイルス感染症の影響で委託訓練を欠席した方に対する補講について

人材開発行政の推進につきましては、日頃より格段の御配意をいただきまして感謝申し上げます。

委託訓練については、「『総合雇用対策』等に基づくあらゆる教育訓練資源を活用した委託訓練の推進について」(平成 13 年 12 月 3 日付け能発第 519 号) 別添「委託訓練実施要領」に基づき実施されているところですが、訓練の修了要件として、総訓練時間の 80%に相当する時間以上の受講を求めていることから、新型コロナウイルス感染症の影響による欠席等があった場合には、オンラインの活用や個別の補講をお願いしているところです。

このうち補講については、これまで通所又は同時双方向型のオンラインにより実施したもののみ、訓練受講時間に含められることとしていましたが、今般の感染拡大状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症の影響により欠席した訓練生については、以下のとおりとしますので、各訓練生が訓練を修了できるよう、委託先機関への補講実施の働きかけをよろしくお願いいたします。

記

1．新型コロナウイルス感染症の影響により欠席した訓練について、通所又は同時双方向型のオンラインにより補講を行うことが望ましいが、困難な場合には、訓練内容に対応した課題をメールや郵送等によりやりとりする方法も認めて差し支えないこと。

この場合、訓練内容を踏まえた適切な時間数を課題に割り振り、当該課題への取組状況を確認し、訓練内容の習得が確認できた場合は、訓練受講時間に含めて差し支えないこと。

なお、欠席期間中から課題を与えて取り組ませることは差し支えないが、訓練生の体調や状況に配慮した上で、課題への対応期限等を設定すること。

２．上記１の「新型コロナウイルス感染症の影響」は、以下のいずれかとすること。
（１）新型コロナウイルス感染症の影響により実施主体が休校等を実施する場合
（２）新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者が訓練を欠席した場合
（３）発熱や咳等の風邪の症状がある者が訓練を欠席した場合
（４）新型コロナウイルス感染症の影響で子（※）の養育が必要になったことを理由に訓練を欠席した場合
（※）小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等に通学、通園するもの
（５）緊急事態措置の対象区域に住居所があり訓練校に通所している者又は緊急事態措置の対象区域において開講されている訓練校に通所している者が感染拡大防止の観点から通所を避ける場合
（６）新型コロナウイルスワクチンの接種、ワクチンの接種後の副反応に伴う体調不良により訓練を欠席した場合
（７）（ワクチン接種に伴う副反応により）体調不良となった親族を看護するため、訓練を欠席した場合

３．上記２のいずれかに該当することの確認は、委託費の算出のために提出させた資料等により確認することとするが、別途追加で資料を求めても差し支えないこと。

以上

【別添３】

雇 能 第 574 号
令和５年３月 31 日

テクノスクール校長　様

雇用能力開発課長

令和５年４月１日以降の新型コロナウイルス感染症の対応について（通知）

このことについて、令和５年３月 10 日付厚生労働省事務連絡「マスク着用の考え方の見直し等について」により示されたこと、県「新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」での濃厚接触者の扱いの変更に伴い、令和５年５月７日までの新型コロナウイルス感染症に係る対応について、下記のとおり対応願います。

なお、令和５年５月８日以降の対応については、追って通知します。

記

１　マスク着用の考え方の見直しについて

⑴ 基本事項

・　マスクの着用を求めないことを基本とする。
・　基礎疾患等様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する訓練生に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
・　感染状況に応じてマスクの着用を促す場合も、訓練生等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。

⑵ 着用が効果的な場面の周知

高齢者等重症化リスクが高い者への感染を防ぐため、訓練生にマスク着用の効果的な場面について以下の場面ではマスク着用を推奨する旨、別添「新型コロナウイルス感染症対策（厚生労働省リーフレット）」等を活用し周知すること。

・　医療機関受診時。
・　高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時。
・　通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（概ね全員の着席が可能であるものを除く）

⑶ 留意事項

・　マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の自主的な判断が尊重されるよう周知すること。
・　感染が拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染症対策を求めることがあり得ること。ただし、個人の自主的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすることを周知すること。

２　感染者等の取り扱い

・　別紙１「訓練を実施するための確認事項」及び別紙「対応の流れ」のとおり対応すること。
・　報告が必要な場合は、別紙２「新型コロナウイルスの感染時報告様式」により報告すること。
・　訓練を実施するための確認事項については、別紙３「訓練を実施するための確認事項チェックリスト」により確認すること。

３　廃止通知

本通知に伴い下記の通知を廃止する。

・　令和２年５月８日付職能第 61 号「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」
・　令和２年５月８日付職能第 62 号「新型コロナウイルスに関する緊急事態措置の延長を踏まえた職業訓練の対応について（通知）」
・　令和２年 10 月７日付職能第 299 号「新型コロナウイルス感染防止に係る来校者への対応について」
・　令和２年 12 月 23 日付職能第 390 号「訓練生が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者又は感染者等となった場合の対応の流れについて（通知）」
・　令和３年１月８日付職能第 404 号「県立テクノスクールの修了式・入校式等の対応について」
・　令和４年５月 27 日付職能第 132 号「新型コロナウイルス感染症への対応 について（通知）」
・　令和４年８月８日付職能第 242 号「新型コロナウイルス感染症への対応 について（通知）」

４　参考資料

・　参考１　マスク着用の考え方の見直し等について（国の対応）
・　参考２　参考別紙２_第 83 回新潟県新型コロナウイルス感染症対策本部会議抜粋

【担当】
指導係　髙橋
電話：025-280-5262

別紙

対応の流れ

○ 報道発表前に情報が漏洩しないよう注意し、下記のとおり対応すること。
○ 保健所及び医療機関の指示がある場合は従い対応すること。
○ 施設内訓練では校内に、委託訓練では１コースに３名以上が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は
　雇能課へ直ちに報告　⇒　場合によっては報道発表対応

（令和５年３月31日時点）

保健所（医療機関）	本人（保護者）	テクノスクール・委託先	雇用能力開発課
１濃厚接触者と特定	テクノに連絡 出席停止	出席停止措置（観察期間５日） ※２日目、３日目に検査を実施し陰性だった場合３日	
		施設内訓練　別紙2により雇能課へ報告 委託訓練　別紙2によりテクノスクールへ報告	施設内訓練は校内で、委託訓練は1コースで5名以上確認された場合 関係部局等へ情報提供
２陽性者と特定	テクノに連絡 出席停止	出席停止措置（治癒とされるまで）	
		施設内訓練　別紙２により直ちに雇能課へ報告 委託訓練　別紙２によりテクノスクールへ報告 ⇒テクノスクールが雇能課へ報告	施設内訓練は校内で、委託訓練は1コースで5名以上感染者が確認された場合 関係部局等へ情報提供
		１　感染者の人数について ○クラス内で5人以上 一部休校 ○複数のクラスで5人以上 休校 ○訓練生及び保護者宛文書の配布 ２　報道対応の必要性を検討	関係部局等へ情報提供 報道対応の必要性の検討 厚労省への情報提供を検討
		消　毒 ○消毒実施（保健所の指示があれば従う） ○予算が必要な場合は雇能課と検討	消毒対応 予算措置等
		訓練再開 雇能課と検討し訓練再開（保健所の指示があれ	状況を踏まえ訓練再開検討 関係部局等へ情報提供 報道対応（訓練再開）

別紙

対応の流れ

○ 報道発表前に情報が漏洩しないよう注意し、下記のとおり対応すること。
○ 保健所及び医療機関の指示がある場合は従い対応すること。
○ 施設内訓練では校内に、委託訓練では１コースに３名以上が新型コロナウイルス感染症に関連した出席停止となる場合は雇能課へ直ちに報告　⇒　場合によっては報道発表対応

（令和４年８月８日時点）

保健所（医療機関）	本人（保護者）	テクノスクール・委託先	雇用能力開発課
1検査受検者	テクノに連絡 出席停止	出席停止措置（風邪等の症状がなく陰性と判明するまで）	
		施設内訓練　別紙２により雇能課へ報告 委託訓練　別紙２によりテクノスクールへ報告	施設内訓練は校内で、委託訓練は1コースで5名以上確認された場合 関係部局等へ情報提供
２濃厚接触者と特定	テクノに連絡 出席停止	出席停止措置（観察期間５日） ※２日目、３日目に検査を実施し陰性だった場合３日	
		施設内訓練　別紙2により雇能課へ報告 委託訓練　別紙2によりテクノスクールへ報告	施設内訓練は校内で、委託訓練は1コースで5名以上確認された場合 関係部局等へ情報提供
３濃厚接触者の濃厚接触者と特定 別紙１　６(3)に該当	テクノに連絡 出席停止	出席停止措置 （濃厚接触者の観察期間解除まで）	
		施設内訓練　別紙２により雇能課へ報告 委託訓練　別紙２によりテクノスクールへ報告	施設内訓練は校内で、委託訓練は1コースで5名以上確認された場合 関係部局等へ情報提供
４陽性者と特定 ○本人に連絡	テクノに連絡 出席停止	出席停止措置（治癒とされるまで）	
		施設内訓練　別紙２により直ちに雇能課へ報告 委託訓練　別紙２によりテクノスクールへ報告 ⇒テクノスクールが雇能課へ報告	
		校内に関連する濃厚接触者がいない場合又は少数（１～２人）の場合⇒いれば別紙２で報告	施設内訓練は校内で、委託訓練は1コースで5名以上確認された場合 関係部局等へ情報提供
		校内に関連する濃厚接触者が３人以上いる場合	
		1　初動対応 ○クラス内で5人以上 一部休校 ○複数のクラスで5人以上 休校 ○訓練生及び保護者宛文書の配布 2　報道確認 報道発表について本人の同意確認	関係部局等へ情報提供 報道対応 報道発表資料(別添)を作成し、報道発表について本人の同意確認を依頼 厚労省へ情報提供
		消　毒 ○消毒実施（保健所の指示があれば従う） ○予算が必要な場合は雇能課と検討	消毒対応 予算措置等
		訓練再開 保健所・雇能課と検討し訓練再開	状況を踏まえ訓練再開検討 関係部局等へ情報提供 報道対応（訓練再開）

別紙１

訓練を実施するための確認事項

１　密閉を避ける

(1) 換気の実施

窓のある環境であれば定期的に２方向の窓を同時にあける。これにより難い場合は、常時機械換気を行う。

２　密集を避ける

手の届く距離に人が集まらないよう配慮する

(1) 教室及び実習場の広さを確保

- 教室の広さを確保する。
- 教室内の配置を工夫する。(壁に向かって机を配置する等)

(2) 休憩中の配慮事項

- 広い休憩スペースを用意する。
- 休憩時間は教室外の広いスペースに出るよう促す。
- 訓練コースごとに休憩時間帯をずらす。

(3) その他

- トイレが混雑しないよう、適宜トイレ休憩を設定することや、訓練中であっても、訓練に支障がない範囲でトイレに行けるよう配慮すること。

３　密接を避ける

(1) 近距離での会話や発声をなるべく避ける。

(2) 手洗いや咳エチケットを徹底する。

４　個人の健康・衛生管理

(1) 健康状態の把握

発熱等の風邪の症状がある場合は休養するよう指導する。

(2) 免疫力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

５　施設の衛生管理

(1) 出入り口に手指消毒液（アルコール等）を設置

(2) 手洗い場に殺菌効果のある石鹸等を設置

(3) 共有箇所の消毒を実施

教室やトイレなど受講者や職員等が利用する場所のうち、特に多くの者が手を

触れる箇所（ドアノブ，手すり，スイッチなど）を，適宜，消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃し、環境衛生を良好に保つこと。

６　受講者等に新型コロナウイルス感染等が発生した場合の対応について

別紙「対応の流れ」及び、下記を基本に校長が判断することとする。

(1) 陽性者について

医療機関等の指示がある場合は指示に従うこと。

医療機関等の指示がない場合は、下記表のとおり療養解除となってから登校すること。また、療養期間中及び感染予防行動の徹底が必要な期間は、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底に努めること。

(2) 濃厚接触者の特定について

施設での濃厚接触者の特定は不要とする。

(3) 濃厚接触者の出席停止期間について

感染者との最終接触の日から、５日間（最終接触の日を０日目として６日目解除）とする。ただし、感染者との最終接触の日から２日目及び３日目に抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を実施し陰性を確認した場合は、３日目からの解除を可とする。

(3) 濃厚接触者に濃厚接触した場合の対応について

上記４(1)及び６(1)に該当しない場合は確認不要なこと。

(4) 施設内訓練の陽性者の週休日等における報告について

週休日等に施設内訓練の訓練生が陽性者になっても、週休日等に校が把握する必要はなく、雇用能力開発課への報告も業務日で構わないこと。

別紙２

濃厚接触者・陽性

（該当するものを〇で囲んでください）

新型コロナウイルス感染症に係る報告

〇〇テクノスクール

感染者の情報	
氏　名	
年　齢	
訓練科・コース（実施施設名） （職員の場合は担当教科等情報も）	
感染等の状況	
本人の状況（発症状況）と 経緯（時系列順）	
校の対応（訓練の扱い【休校・一部休校・通常通り等】、消毒実施状況や訓練生への注意喚起等）	
その他	
追加で報告するべき事項 （医療機関からの情報等）	

別紙３

訓練を実施するための確認事項　チェックリスト　令和５年３月　日版

訓練機関名：　　記入者：　　科名

- カッコ数字の項目について対応できていれば「準備項目」欄に〇印を入力すること。その後、**大項目１から３**について、OKであるか確認すること。
- **大項目１から３**のいわゆる「３つの密」が重なることを徹底的に避けることが重要であるが、受講者が安心できるよう基本的には全ての項目が満たされるよう努めるものとする
- **大項目４及び５**は常時なされるべきことであり、これらを行えないと訓練実施は困難である。
- したがって、訓練を実施するには「準備項目」の太枠のうち、網掛けとなっているところが全て〇印でなければならない。

日付
担当

大項目（１～５）　／　項目　（）カッコ数字	準備項目	具体策を記入	巡回による確認	
			確認	状況
１　密閉を避ける　１(1)が〇であればOK　→　結果〔　OK　・　NG　〕			OK　・　NG	
(1)　換気の実施		アであれば〇。これによりがたい場合はイで〇		
ア　２方向に窓があり換気を実施している				
イ　機械換気の実施				
２　密集を避ける　２(1)及び(2)が〇であればOK　→　結果〔　OK　・　NG　〕			OK　・　NG	
(1)　教室及び実習場の広さを確保する		概ね１ｍ以上の間隔となっていれば〇		
例　教室内の配置を工夫する		※概ね１ｍ以上の間隔となっていなかった場合は、例示の工夫がされているか確認のこと		
(2)　休憩中の配慮事項		常時概ね１ｍ以上の間隔があれば、休憩時間に密集しないよう促すなど対応をしていれば〇 ※教室及び実習場で常時概ね１ｍ以上の間隔があれば、休憩時間に密集しないよう促す		
例　広い休憩スペースの用意				
例　休憩時間は外に出るよう促している				
例　訓練コースごとに休憩時間をずらす				
(3)　その他　トイレの混雑緩和				
３　密接を避ける　３(1)、(2)が〇であればOK　→　結果〔　OK　・　NG　〕			OK　・　NG	
(1)　近距離での会話や発声をなるべく避ける				
(2)　手洗いや咳エチケットを徹底する				
上記１から３の条件が重なる場を徹底的に避けること		**大項目１から３が重ならない場合〇**		

４　個人の健康衛生管理				
(1)　健康状態の把握（発熱等の風邪症状の確認）				
(2)　免疫力を高める指導（規則正しい生活）				
５　施設の衛生管理				
(1)　出入口等に消毒液（アルコール等）の設置				
(2)　手洗い場に殺菌石鹸の設置				
(3)　共用箇所（手が触れる部分）の定期的な消毒				

事　務　連　絡
令和３年 11 月 10 日

委託職業訓練コースご担当者　様

新潟県立新潟テクノスクール開発援助課長

委託職業訓練に係る巡回指導について

日ごろ、当テクノスクールの委託訓練事業の実施に格別な御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、受託業務内容の履行状況の確認のために行っております当校職員による施設巡回ですが、今後は、原則アポなしで実施して参りますので、職員が訪問した際には貴施設内への立入等について御配慮くださいますよう、よろしくお願いします。

担当：新潟テクノスクール開発援助課
総括主任指導員　　若桑　寛幸
電話　025-247-7397

令和５年 10 月６日

職業訓練（長期高度人材育成コース）
訓練委託機関のご担当者　様

新潟テクノスクール開発援助課長

長期高度人材育成コースに係る請求書の記載事項について

請求書の記載事項変更に関する依頼です。
これまで請求書における課税項目の記載や積算根拠を巡り、統一がなされていませんでした。
今後、課税項目と非課税項目から成る単価による請求は、下記の表のとおり項目を分けて作成（消費税分は１円未満切り捨て）のうえ、請求ください。
なお、インボイス制度導入に伴い請求書の様式が変更となる場合、下記の内訳項目が包含されていれば、付加項目があっても構いません。

記

１　請求書の記載例
内訳
令和〇年度△△科３　訓練受託にかかる経費として(〇年度生□年目　第１四半期)

内　　訳	単価(円)	人　数	月　数	計(円)	備　考
委託費(非課税分)	72,916	4	3	874,992	単価合計
委託費(課税分)	15,156	4	3	181,872	88,072円
消費税10%	－	－	－	18,187	
合　計(消費税込み)	－	－	－	1,075,051	

２　インボイス制度導入に伴う付加項目の例
（例）登録番号欄や消費税率８%項目欄、税込み・税抜きの表記等

担当：新潟テクノスクール開発援助課
課長　　栗田　郁人
電話　025-247-7397